平成２２年（フ）第６６号
茨城県北茨城市関南町神岡上611番地
債務者　菊地　孝信
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第６７号
茨城県北茨城市関南町神岡上611番地
債務者　菊地　美保
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第８１号
茨城県日立市東大沼町１丁目33番５号
債務者　清水　雅之
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第３２０号
さいたま市緑区大字三室879番地１　クレスト武笠１―101
債務者　因埜　良子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３４４号
さいたま市緑区大字中尾391番地９　レオパレスカサブランカⅡ105号
債務者　横山　裕治
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３４５号
さいたま市南区大谷場１丁目15番38号　みゆき荘102号
債務者　森山　大祐
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３８７号
埼玉県鴻巣市栄町８番31―101号　グレイスガーデンＦ101
債務者　牛島　敏子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４１１号
埼玉県和光市下新倉５丁目17番71号
債務者　齋藤　　剛
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４１４号
埼玉県北本市本町８丁目148番地　サンコーポ小古瀬Ａ―101
債務者　小池　幸子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４１５号
埼玉県新座市東１丁目８番35号
債務者　栗田　直子（旧姓田口）
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４２９号
埼玉県戸田市美女木７丁目10番地の15
債務者　石原ひとみ（旧姓花岡）
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４３２号
埼玉県蕨市北町３丁目８番21号
債務者　佐々木由美子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４７１号
埼玉県南埼玉郡宮代町川端２丁目11番４号
債務者　小澤　由裕
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４７４号
埼玉県さいたま市浦和区瀬ケ崎３丁目14番３号201
債務者　池田　政則
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４７５号
埼玉県さいたま市浦和区瀬ケ崎３丁目14番３号201
債務者　池田　久枝
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５２２号
埼玉県蕨市南町４丁目15番22号　MHハイツ201号
債務者　高橋佐知子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５２４号
埼玉県さいたま市北区吉野町１丁目382番地24
債務者　平識マルコこと　ヘシキミヤギマルコアントニオ
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係